

# 窓

第 15 号  
 題字 村山慶吉  
 発行  
 なにわ橋法律事務所  
 大阪市北区西天満1丁目2番5号  
 大阪Jビル12階  
 電話 06-6364-0241  
 津 田 禎 三  
 編 集 考  
 北 野 了



## 生涯現役

津田 禎三

### (一) 生涯現役。

私は、この言葉が好きです。口にするだけで元気が出ます。『生涯現役』を意識したのは、数年前、母校北野高校で将来の職業として弁護士に関心を持つ高一の生徒の前に弁護士業の意義と楽しさについて講義したときに始まります。この講義は今も続いています。今年一月九日、大阪弁護士会の新年会で会則により米寿を祝って頂きました。該当者は三名でした

が当日元気に壇上に上がったのは私一人でした。

### (二) 弁護士、津田勅(つよし)と生涯現役。

私の父、勅は、八十七歳を過ぎても元気で、母と共に事務所に出、九十歳でこの世を去りました。弁護士という職業に生涯を打ち込み、昔懐かしいあの赤煉瓦の古めかしい裁判所を、こよなく愛していたようです。弁護士であることに誇りを持ち、依頼者に対しては厳し

かったが、その幸せを心から願っていました。父の六十年に亘る弁護士人生は、生涯現役を貫き通した大往生であったと思います。

幸いにも、私は、父と十年余り、弁護士業務を共にすることができました。―戦争、学徒動員、敗戦、復員、復学、そしてさまざまな職業遍歴を経て四十三歳で漸く弁護士になった不肖の倅を従え、法廷は勿論、事件現場にも足を運び、依頼者との打合せや相手方との交渉にも同席しました。実務修習の厳しいやり直しです。父の事件についての勘の良さ、話し合いにおける切り込みの鋭さは年令を感じさせませんでした。仕事上の父は楽しそうに生き生きしていました。私の生涯のテーマである『交渉』の原点は、父にあったと最近になって気付きました。

### (三) 偉大な生涯現役の人。

① 今年、生誕百年を迎える朝比奈隆氏は「一日でも長く生き、一日

### なにわ橋法律事務所

パートナー	津田 禎三
パートナー	津田 尚廣
弁護士	新井 教正
弁護士	北野 了考
弁護士	野中 徹也
弁護士	矢野 智美
客員 弁護士	戸根 住夫
事務長	小野 和也
事務員	大西 敦子
〃	津田 典子
〃	藤井 秀一
〃	木村 和由
〃	上久保香奈

でも多く舞台に立つ。」ことを信条として、九十三年の生涯を閉じるまでに世界十七ヶ国で六十九ものオーケストラでタクトを振り、楽壇のビッグファザーとして生涯現役を貫かれました。

② 現在、聖路加国際病院の名誉院長でもある日野原重明氏は、今年九十七歳の現役医師ですが、昨年『九十五歳からの勇気ある生き方』と題する実に楽しい本を出版された。巻頭言のなかで「……はるか彼方に平和を夢み、かつそれを信じて、今なお勇気を徳としての毎日の歩みが続けている。」と書かれている。そして、こんな愉快な一文もありました。二〇〇四年にカナダのマックマスター大学で名誉博士の称号を受けた時、歓迎パーティーの席上「ドクター・ヒノハラは何歳まで現役を続けられますか。」と尋ねられ「九十五歳になったら正式にゴルフを始め、晩学とはいえ、百歳になったら

エージシュートをやってみせませう。」と答えられたそうです。——生涯現役のエネルギーと元気に圧倒されました。

④ 生涯現役四つの要件。

元気で長生きして生涯現役であるための要件を、私なりにまとめると次の四つになります。

① 仕事を楽しむこと。

与えられた自分の仕事に誇りと自信を持てば、仕事が楽しくなります。仕事をすれば元気がでます。嫌々やればストレスがたまります。

② 人のため何かのために役立つこと。

人のため何かのためにという目的意識は、勇気を湧きたたせます。人に幸せをもたらすような良き友人になりたいものです。

③ すべて前向きであること。

物事を前向きに受け止め、前向きに考え、前向きに行動することで、人間の世界は開け明るくなり

ます。知恵と愛はここから生まれます。後ろ向きの人生は闇です。

④ 大きな声で話し笑うこと。

大きな声で話し笑うことは、元気で長生きするための基本です。大事なことは、大声で話し笑うこ

とにより人間の脳、特に右脳が大きく活性化されることです。集中力も創造力もここから生まれます。生涯現役と右脳に乾杯。

以上

(つだ ていぞう)

# 弁護士との上手なつき合い方

津田 尚廣



(一) 弁護士と上手につきあうためには、まず弁護士は何ができるのか

ということを知っておく必要がある。すなわち、弁護士の守備範囲である。よく相談を受けるけれど

(二) 前述の弁護士の守備範囲外の事項も実際の事件では密接不可分に

も弁護士の守備範囲でないものに、  
 税務、財務、登記等がある。これらは弁護士の仕事と密接な関連はあるが、弁護士の仕事そのものではない。弁護士の業務範囲は、まず訴訟活動(裁判、仲裁、調停等)、契約・示談等の交渉、契約書等の作成、法的リスクのチェック、内部統制システム、コンプライアンス体制等の構築等々である。

関わってくることがあるので、弁護士を選ぶ場合、弁護士ないしその法律事務所が関連分野の専門家とどれだけ連携がとれているのかというのはひとつのポイントである。連携しておく必要のある専門家としては、公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・社会保険労務士等である。

さらに私が連携の必要があると思うのはふたつあり、ひとつは、調査事務所（探偵）である。弁護士の仕事で探偵の協力は必要不可欠である。ところが、しっかりと調査事務所や安心して使える調査事務所は意外と少ない。かつて私も、探偵を使ったところ、途中で尾行がばれましたとか、張り込みをしていたら近所の人に不審がられて警察がきて張り込みを中止しましたとの報告を受け、がつくりきたことがある。

連携の必要なふたつめは、臨床

心理士ないしカウンセラーである。訴訟を継続していく場合、当事者本人にかなりの心理的負担がかかる場合がある。このような場合に当事者の精神的負担をフォローするためにカウンセラーが必要になる場合がある。

(三) では、事務所の規模はどう考えるべきであろうか。すなわち、一人だけの事務所か複数人弁護士のいる事務所がいいのかという問題である。

この点、弁護士一人の事務所の短所は、急ぐ場合に対応できないということがある。また企業の担当者が、その弁護士と相性が合わないと代替がきかないのでやりづらい。その意味で、複数の弁護士がいる事務所のほうが良いと思う。

(四) 弁護士の上手な使い方として、相談のポイントをあげておく。まず、相談する事案に関する事実経過を事前に整理しておくことと打合せがスムーズである。効率よく弁護

士を活用するには事実整理が重要である。これは、いつ、どこで、誰が（誰と誰が）、なぜ、何をしたのかである。さらにこれ以上に方針まで決めておく必要はない。

次に重要なのは、自らの弱点を事前に言っておくことである。嘘を言わないことが肝要である。人間誰しも自分の都合の悪いことは隠しておきたい。しかし、これをされると、後で取り返しのきかない事態に陥り、どうにもこうにもならないことになる危険性がある。弱点や不利な事情をあらかじめすべて弁護士に話し、そのうえでその対策を考えるのが賢明である。

(五) では、次に述べる弁護士は、依頼者にとっていい弁護士であろうか、悪い弁護士であろうか。

例えば、親身になって依頼者の気持ちと一体となってくれる弁護士は、どうであろうか。一見良さそうであるが、度を超すと問題である。親身になる以上に当事者と一

体となる弁護士は、弁護士が当事者化してしまっている。これは危険である。弁護士にとって重要なのは専門知識もそうであるが、事件全体を見通す大局観こそが良い弁護士のポイントと考える。依頼者と一体化する弁護士は、この大局観を失う危険性がある。

では、多少不利でも勝てる勇氣づけてくれる弁護士は良い弁護士であろうか。依頼者にとって弁護士の勇気づけは何にもましてうれしい。勝つと断言してくれば、その弁護士が神のように見えるかもしれない。逆に、勝つのか、負けるのかはつきりしない弁護士は頼りなく見えるかもしれない。しかし私は、どんなときでも勝てるという勇ましい弁護士よりは、事案に対して慎重な判断をする後者の弁護士の方が頼れると思う。

(六) では、問題のある事務所を見抜く方法はあるのか。問題のある事務所かどうかは外からではわかり

にくい。しかし、いくつかポイントはある。

例えば、若い弁護士が定着しない事務所は要注意である。このような事務所は若い弁護士に事件を丸投げしているとか、若い弁護士にとつて耐えられない弁護士方針が出ている可能性がある。

また、ひどい書面を書く事務所は敬遠したほうがいいであろう。例えば、「てにをは」がおかしい書面、記載内容のレベルがあまりに低い書面（例えば相手方に対する罵詈雑言が書いてある）、依頼者の言っていることをそのまま書いてある書面、主張に何ら影響を与えない学術的内容を延々と書いてある書面である。もちろん、書面の内容が妥当なのかどうかは、素人では判断しにくいと思われるので、おかしいと思ったら第三者の意見を聞いてみるべきだと思う。

（つだ なおひろ）

## 弁護士の業務拡大

### 新井 教正



#### 1 はじめに

弁護士大増員により、弁護士業界も大競争時代に突入しています。当然のことながら、人数が増えれば弁護士業務が自然に拡大するといえるものではありません。弁護士個人々人による営業努力もさることながら、弁護士会としての業務拡大に向けた活動も必要になります。その先兵となるのが、弁護士会の業務改革委員会です。私は大阪弁護士会業務改革委員会の委

員として、ここ二、三年、業務拡大に向けたさまざまな活動に関与してきましたので、今回、その一端を紹介させていただきます。

#### 2 中小企業へのアプローチ

中小企業へのアプローチとして行ったのが、商工会議所に対する営業活動です。大阪には大きく分けると大阪商工会議所と府下商工会議所があり、大阪商工会議所は一〇の支部から、府下商工会議所は一九の商工会議所から構成されています。大阪商工会議所については、従前より、法律講演会の共催や法律相談の実施、セミナー講師の派遣などを通じてつながりがあったのですが、府下商工会議所については、それほどつながりはありませんでした。そこで、業

務改革委員会の委員で手分けをして、府下商工会議所すべてに対して、電話にてアプローチを行った上で、弁護士会として提供できるサービスや企画を売り込み、関心を示していただいた商工会議所については、アポをとった上で訪問するというを行いました。私自身、面識もないところに対して営業活動を行うなどというのは初めての経験であり、今までで一番といってよいくらい緊張しましたが、幸運にも私が担当した商工会議所については、私が提案した企画（平日午後の一定の時間帯において、無料で弁護士に電話相談ができる制度）に関心を示していただき、トントン拍子に話が進みました（ただし、現時点では、橋下府知事殿の財政改革の影響により、凍結された状態になっています）が、中には冷たい反応しか返ってこず、訪問にすらこぎつけないところもあったようです。

## 3 遺言・相続業務の拡大

遺言・相続問題については、本来的には法律問題であり、弁護士業務領域であるにもかかわらず、最近では信託銀行などに業務領域を侵されている状態にありました。そこで、業務の奪還を図るべく、業務改革委員会のメンバーが中心となり、本年四月に、「遺言・相続センター」を発足させ、同九月一日から活動を開始することになりました。電話による無料法律相談の実施や原則定額（一〇万五〇〇〇円）での遺言書作成などが目玉です。せっかく発足させたにもかかわらず、利用者がいないというのでは意味がありませんので、今後、関係各所に対し、広報のための訪問を行うとともに、企画の売り込みを行っていく予定です。

## 4 最後に

今回紹介させていただいたのは、一応成果があがっていると評価し

てよいものですが、当然のことながら、現状ではそうでないものも多々あります。ただ、冒頭にも書きましたように、業務改革委員会では、何もしなければ業務拡大など到底できないとの認識のもと、メンバー一丸となって、業務拡大に向けた活動を行っている状況です。今回は、本来的業務とは違ったところで、弁護士が行っている活動の一部として、大阪弁護士会業務改革委員会での活動の一端を紹介させていただくこととしました。

以上  
（あらい のりまさ）



## 痴漢冤罪



## 北野了考

(一) 昨年の出来事になります。無罪判決を経験したので報告したいと思います。満員の通勤電車内で会社員が女子高生に痴漢行為を行ったという事案（迷惑防止条例違反）で、現行犯逮捕から無罪確定まで一年五ヶ月余り要しました。結果的に嫌疑が晴れたとはいえず、この間、本人が受けた肉体的精神的負担あるいは社会的ダメージは計りしれません。

(二) 私が弁護士に選任されたのは現

行犯逮捕の翌々日でした。初回接見（面会）の際、「冤罪に間違いない」と確信したので、連日警察署へ接見に赴き、虚偽自白を強要されないよう心がけました。警察の取調を経験した方は少ないでしょうが、頑強な精神力の持ち主でない限り密室での威圧的な取調は被疑者に相当な重圧を与えるため、虚偽自白による冤罪事件は未だに後を絶ちません。本件でも、本人は「お前がやったに決まっている。徹底的にやっつけてやる」「それでも人間か」「変態」等と罵詈雑言を浴びせられ、また、ポリグラフ検査器（ウソ発見器）を利用した精神的な揺さぶりも受けました。また、強制わいせつに至らない痴漢犯罪の法定刑は比較的軽微

といえるのですが、否認（事実を認めない）した場合、捜査段階で二〇日間、起訴後も保釈が認められない限り勾留（身柄拘束）が続くケースがあります。本件では、幸いにも、勾留延長に対する準抗告（不服申立）が認められ、一二日に身柄拘束を解くことができました。

(三) これでは不起訴だろうとタカを括っていたのですが、意に反して、起訴されてしまいました。検察官が抛り所にしたのは、逮捕当日に本人の手の平から採取された繊維片と女子高生のスカートの繊維片が「同種のもの」と認められる旨の大阪府警察本部刑事部科学捜査研究所の鑑定結果でした。ちなみに、鑑定とはいっても、その内実は鑑定人が顕微鏡や拡大鏡を利用して繊維の同一性を判断するに過ぎず、繊維の太さや長さを計量し、染料を分析するといった科学的な手法はとられてはいません。痴漢

事件では原則としてこのような鑑定が実施されているようですが、実体は自白促進ツールといった意味しかもたないと思われ（後述の控訴審判決でも、有罪を認める証拠にはならないと判断されました）。

(四) 現行の刑事裁判は、自白か否認かにより、審理期間が大きく異なります。本件でも、女子高生、鑑定人、繊維片を採取した警察官、本人の尋問を実施したため、起訴から判決まで七ヶ月程要しました。尋問の結果、鑑定資料（繊維片）の採取や保管の方法あるいは鑑定手法そのものの杜撰さがある程度明らかにすることができました。女子高生は痴漢行為（お尻を触っていた犯人の手）を視認していなかったことを認めており、「左手を背後に伸ばして、犯人の手を捕まえようと左手をおしりの方向ののばしたところ、（お尻を触っていた）犯人の手が、私の体から遠ざかる

うとしたので、それを追い掛け、後ろに向き直って犯人の手をつかんだ」「犯人の手に最初に触れてから、その手をつかむまで、自分の手と犯人の手が離れることはなかった」というのが犯人識別供述の要旨でした。背後に手を伸ばして見えない、犯人の手を一度も離れることなく追い掛けていつて捕まえることなど不可能ですし、そもそも手が離れたからこそ、犯人の手が遠ざかるのが分かったはずです。他方、本人の供述が捜査段階から一貫しており自然であったことから、供述の信用性の比較という点から「無罪判決だ」と思い込んでいました。何より、刑事裁判の鉄則は「疑わしきは被告人の利益に」ですから。

(五) しかし、結果は有罪でした。判決は女子高生の供述を絶対視し、先に述べた矛盾点について具体的理由も述べないまま「弁護人の主張は一般論に過ぎない」と断

じていました。このままでは、本人が失職を余儀なくされるため、即日控訴しました。控訴審からは、刑事弁護を専門とする弁護士にも加わってもらい、原審判決の不合理性を指摘する控訴趣意書を提出しました。

(六) 控訴審では、不合理な否認をしているような事案でも、少なくとも被告人質問程度の証拠調べは実施されます。我々は被告人質問だけでなく、女子高生の再尋問やその他書証につき証拠の申出を行いました。控訴審裁判所は全ての証拠申出を却下しました。言い分は全く耳を貸そうとしない裁判所の態度に本人及びその家族は絶望の淵に沈んでいましたが、最後に裁判長が「弁護人の主張は充分理解しています。判決をご覧下さい」と発言したことに、我々はかすかな期待をかけた。控訴審判決は「原判決を破棄する。被告人は無罪」でした。不覚

にも法廷で涙が出て、恥をかきました。嬉しかったというより、ホツとしたというのが本音です。控訴審判決は原判決の不合理性、非論理性を見事に論難する内容でした。全ての証拠申出を却下したのも、原審と前提を同じにする（同じ証拠で判断する）という控訴審裁判所のメッセージが込められていたと思います。

(八) 女子高生は電車内で痴漢被害を受ける直前に別の男性から痴漢被害を受けていたと供述していましたが。金目当てで痴漢被害をでっち上げる女性もいるようですが、この女子高生については、おそらく別の男性から被害を受け、ただ、犯人を取り違えた（満員電車ですの）のが実体と思われれます。当時、女子高生から痴漢呼ばわりされた本人は、身の潔白を証明しようとするので、駅長室に向かいました。「話せば潔白を理解して貰える」と確信していたためです。

しかし、現実はその甘くはなく、警察は被害を訴える女性の立場にたつてストーリーを組み立てます。本人も「あのまま逃げていたら、このような目に遭わなかったかも」と半ば自嘲気味に話していました。痴漢について全く身に覚えがなくとも、運が悪ければ、有罪となる危険があるのが現実です。とりあえず、満員電車の中で「痴漢」と呼ばれて手を掴まれないよう心がけるしかありません。

以上

(きたの あきたか)



## 貸金業法等の改正について

野中 徹也

正化です。

まず、上限金利の引き下げによる

金利負担の軽減について説明します。

利息制限法では、貸付利息の上限が、貸付金額に応じて一〇万円未満

の場合は年二〇%、一〇万円以上

一〇〇万円未満の場合は年一八%、

一〇〇万円以上の場合は年一五%と

定められています。他方、業として

金銭の貸付けを行う場合、年

二九・二%を超える割合による利息

の契約をしたときは、「出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関

する法律」（以下「出資法」という。）

により処罰されることになっていま

す。このように、利息制限法の上限

利率と出資法の処罰の対象となる利

率にズレ（この金利差の部分はグ

レーズン金利と呼ばれている）が

平成一八年の第一六五回臨時国会において、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、同年一二月二〇日に公布されました。この改正法は公布から三年ほどかけて段階的に施行されていきます。

今回の改正点は大きく三つあります。一つは、上限金利の引き下げによる金利負担の軽減、一つは、いわゆる総量規制の導入による借りすぎの抑制、最後に貸金業者の業務の適

あるため、例えば年二五%の利息を付して五〇万円を貸し付けた場合、当該利息支払約束のうち年一八%を超える部分は利息制限法の上限利率を超えるため無効であるが、罰則はないということになります。しかし、貸金業法では、法定書面の交付などの一定の要件を満たした場合には、債務者が任意に支払ったグレーゾーン金利にかかる利息の受領は有効であるとされてきました。貸金業者は、この貸金業法の規定を根拠に利息制限法の上限利率を超える利率の利息を取得していました。

今回の改正により、出資法の上限利率を引き下げ、年二〇%を超える利息の契約をした場合には、刑事罰の適用を受けることになりました。また、債務者が任意に支払ったグレーゾーン金利にかかる利息の受領を有効とする貸金業法の規定も撤廃されました。

この結果、利息制限法の上限利率を超える利息の契約をした場合には、

その超える部分については全て無効ということになりました。また、年二〇%を超える利息の契約をした場合には刑事罰を受け、一〇万円超の貸付をした場合に、利息制限法の利率を超え、かつ、年二〇%以下の利率で利息の約束をしたときには行政処分を受けることになります。

この改正は、施行日である平成一九年二月一九日から二年半以内（公布日から概ね三年）に実施されることになっています。これを受けて、消費者金融各社は、貸し出し利息の利率を利息制限法の上限利率に変更する措置を講じています。

次に、いわゆる総量規制の導入による借りすぎの抑制について説明します。

改正法は、過剰貸付を抑制するための制度として、いわゆる総量規制と貸金業者への借り手の返済能力調査の義務付けを導入しました。

これにより貸金業者からの総借入残高が借り手の年収の三分の一を超え

ることになる貸付は、原則として禁止されます。この規制の実効性を担保するため、貸金業者への借り手の返済能力の調査を義務付けています。

すなわち、まず、一社の貸付額が五〇万円を超える場合、又は、総借入残高が一〇〇万円を超える場合、貸付をするに当たり、源泉徴収票などの資料の提出を求めて支払能力を調査し、また、上記に満たない貸付を行う場合には、借り手から年収等の自己申告等に基づいて支払能力を調査しなければならないこととなりました。

また、貸金業者が、借り手の総借入残高を把握して、適切に支払能力の調査を行えるよう、信用情報機関のうち体制が整備されていると認められているものを指定信用情報機関として指定し、当該指定信用情報機関に個人貸付の全件を登録すること、を義務付け、さらに指定信用情報機関間の情報交流を義務付けることになりました。貸金業者は、貸付にあ

たり、必ず、借り手の借入総額を指定信用情報機関に照会することになります。

指定信用情報機関制度は改正法の施行から概ね一年半以内に実施され、また、総量規制は施行から二年半以内（公布日から概ね三年）に実施されることになっています。

最後に、貸金業者の業務の適正化について説明します。

貸金業者の業務の適正化は、貸金業への参入条件の厳格化、貸金業協会の機能強化、貸金業者の行為規制の強化、及び、貸金業者に対する監督強化等からなります。

貸金業への参入条件の厳格化について簡単に説明すると、これまで貸金業への参入にあたり必要とされる純資産額は、法人の場合五〇〇万円、個人の場合三〇〇万円でしたが、これが施行日から一年半以内に二、〇〇〇万円、二年半以内に五、〇〇〇万円と順次増額されることになっています。また、宅



建業のように、貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者を事業所ごとに配置しなければならなくなります。これらの法改正により、現存一四、〇〇〇の貸金業者が四、〇〇〇以下に減るといわれています。

ある消費者金融から借入をした場合に、七年後に完済したものは約四割しかおらず、平均すれば借入残額は三倍以上となっていると言われており、また、平成一七年における経済生活苦による自殺者が年間七、八〇〇人(平成七年では二、八〇〇人)となっている多重債務問題の現状からすれば、早急な対策が必要であり、上記改正は基本的にはその方向に合致するものといえます。

しかし、他方で、総量規制・支払能力の調査義務や上限利息の低下により、貸金業者の貸し渋りを招き、資金需要の高い中小企業・個人事業主の倒産が加速するおそれがあります。また、中小企業・個人事業主の資金需要に応じて違法金利を取る無登録

業者が増加するとの予測もあります。立法者は、闇金業者への罰則強化(懲役五年から懲役一〇年へ引き上げ)等による対処を考えているようですが、実効性確保のためには捜査機関との連携など取締強化のための施策が今後の問題として残ります。

最後に、低所得者は、生活費不足を補うために消費者金融から借入をすることが多いのですが、総量規制により例え生活費に必要であったとしても借入ができない場合が増加します。そうなれば、低所得者の生活は立ち行かなくなり、かえって、倒産・間金被害・自殺が増加する可能性があります。これでは、弱者切り捨てといわれても仕方ないといえます。単に、多重債務問題の解消という観点から総量規制を導入するだけでなく、社会福祉も含めた広い意味での公的なセーフティネットの充実が切望されます。

以上

(のなか てつや)

## 一年目を終えてく少年の帰る場所

矢野 智美



ります。

1. この原稿を書いている現在、私が弁護士登録をしてから一年七月が経過しました。この所窓が皆様のお手元に届く頃には、「一年目を終えて」ところか、「二年目を終えて」という時期に近くなっているかもしれません。未だに慣れないことが多く、問題にぶつかって調べても簡単に答えの出るようなケースは少なく、頭を悩ませながら、また、先輩方から助言を得ながら、日々業務に取り組んでお
2. 私が弁護士になつてから機会があれば受けさせていただいている仕事として、少年事件の付添人というものがあります。付添人の仕事は、成人の刑事事件の弁護人と共通する部分もありますが、刑事裁判と少年審判といった手続の違い、各手続の理念の違いから、成人の刑事事件の弁護人とは大きく異なっております。また、少年の場合、「ぐ犯」といって特に刑罰法規に触れるようなことをしていないと判断される場合であっても、少年院送致の決定がなされる場合がありますから、この点でも、刑罰法規に触れない場合には刑務所に入ることのない成人とは大きく異なります。

3. 大きく報道される少年事件が多

いたためか、友人や知人から「少年の事件もするの？」と尋ねられることがあります。受けていると答えると、十中八九、苦い顔をされ、「最近の子どもは、恵まれすぎで我慢がきかずに悪いことする子が多すぎるから、さつちり罰しないとだめだと思う。名前や顔が出ないからって、調子に乗りすぎ。」などと言われます。皆様はどう思われるでしょうか。

昭和三五年より毎年発刊されている犯罪白書には、次のような記述があります。

①「少年犯罪が、量的にも質的にも、憂うべき状態に立ちいたっていることが明らかにされた。少年犯罪の近時における激増は、(中略)取締規準の厳格化などによって説明する限界をはるかにこえ、異常な様相を呈している。」

②「非行少年の増加は、数的にいっ

ても憂慮にたえないものである」

③「恐かつ、強かん、窃盜、強盜などの罪種については、各検挙人員総数中の約半数またはそれ以上が少年によって行なわれていることが明らかである。これは、注目すべき事実である。」

最近の報道でも聞かれるような内容ですが、これらはいつの犯罪白書の記述だと思われませんか。

4. ところで、本場に「今の子どもは恵まれている。」のでしょうか。

電車の営業が終わりそうな時間、あるいは終わった後に、繁華街で、派手な髪型、派手な服装、集団になつて大声で騒いでいる少年少女を見ることがよくあります。私は、付添人という仕事をする以前は、「子どものくせにいつまで外にいる。」「この子らは何考えているか分からないし、怖いな。」と疎ましい気持ちになっていました。今でもそのような気持ちはありますが、私は、ある少女の付添人を

したことがきっかけで、「この子たちに帰る場所はあるのかな。」とも思うようになりました。

その少女は、具体的に刑罰法規に触れることはしていなかったのですが、「家出中」ということで補導され、保護者が引取りに来なかつたので、「ぐ犯少年」として少年鑑別所に入れられてしまい、少年審判を受けることになった少女でした。ちなみに、彼女が警察のお世話になったのは、このときが初めてです。私が会いに行くと、「私は何も悪いことをしていません。」とくつてかかつてきました。自分の好きな話は、私が「もうわかつた。」と言つても話し続けるくせに、家庭のことを尋ねると「親は関係ない。」と言つてふてくされ、答えようとしません。この少女に関する記録を読み、質問を繰り返す中で、この少女は保護者から凄惨な暴力を振るわれ、施設に入所した経験もあることが分かり

ました。中学卒業と同時に施設を出ざるを得なくなり、保護者から自宅への引取りを拒否されて、全く縁のない土地で一人暮らしをさせられ、「見知らぬ土地は寂しい、嫌だ。」と、友達のいた地域へと家出したため、前述のように、鑑別所に入れられることになったのです。帰るところのない少女は、家出期間が長かつたこともあり、少年院に送致されることとなりました。この少女以外に私が付添人活動をした何人かの少年少女は、どんなに生意気を言う子でも、家族の話が出たときや審判廷では涙を流しました。しかし、この少女だけは、終始一貫、一粒の涙も見せませんでした。

少女が少年院に送致されてから半年が過ぎた頃、私は、少年院にいる少女から、「少年院を出た後の帰るところについて、相談のつてほしい。」という手紙をもらい、少年院まで会いに行きまし

た。二度目に会いに行つたときには、少女の希望していたとおり、少女が幼い頃に離婚して追い出された母親を見つけ出して、母親とともに会いに行きました。母親の記憶が全くない少女は、困つたように照れ笑いをして、なかなか母親のことを見ることができないままでいると、痺れを切らした母親が、名前を呼びかけて「よく顔を見せて。」と優しく語りかけた途端、少女はぼろぼろと泣き出し、声を上げて泣き始めました。審判廷で少年院送致を聞かされたときでさえも顔色一つ変えなかった少女は、母に名前を呼びかけられただけで、面会時間の三〇分間、母親に抱きしめられたまま、ただひたすら泣き続けていました。約一ヵ月後、少年院を仮退院した彼女が、私に会いに来ました。少女は、少女が少年院の中で頑張つて取得した資格を生かせるようにと少年院の先生が必死になつて探し

てくれた寮のある就労先で、寮に住んで仕事をしていました。しかし、保護者（父の再婚家庭）に引取りを拒まれ、友人と離れた環境に置かれているという状況は、家出をする前と変わりませんでした。少女は、再会できた母親とは電話で連絡を取り合っており、次の休みには母親の家に泊まりに行くのだと嬉しそうに話し、慣れない仕事の愚痴をこぼしました。少女は、少年院でいろいろと学び、少年院に入る前のように寂しいから嫌だと逃げてはいけないと思うようになってきているから、今の方が辛い、どうしたらいいのかと私に尋ねてきました。帰り際に少女は、「先生、頑張つたら、いいことある？」と尋ねてきました。私が返事に窮しているとき、少女は元氣よく「私、頑張るからね。」と言って帰つていきました。多くの人に当たり前のように帰れる家庭があるのに、まだ、高校も卒業できないような

年齢の少女が、幼い頃から虐待に耐え、寂しさに耐え、頑張つてようやく自分の帰れる場所を見つげ出し、これ以上何を頑張らないといけないのだろうかと思うと、本当にやりきれない気持ちになりました。

この少女は衣食住には困っていないけれども、帰ることのできる家庭や身近な友人がないのです。私が付添人をさせていた中で、この少女の事情はかなり難しいものでしたが、付添人の経験が豊富な先輩弁護士や少年院の先生の話を知ると、この少女のようなケースは決して珍しいものではないようです。

5. 先ほどの、犯罪白書の記述ですが、①は正に犯罪白書が最初に発刊された昭和三五年のもので、②と③は犯罪白書で初めて少年犯罪に関する特集が組まれた昭和四一年版の中から抜粋したものです。「最近の子ども」が突然変異のよ

うに悪さをし始めたわけではないのです。少年人口に占める検挙される少年の割合から見ても、戦後の少年犯罪のピークは昭和五〇年代後半であり、今が突出して多いわけではありません。

少年審判前に家裁調査官や裁判官と面談した際に「ちゃんと帰せるところがあるなら少年院に送致しなくてもよいと思うが。」と言われることはよくあります。それは裏返せば「帰るべき場所がないから少年院に送るしかない。」というケースもよくあるということでしょう。

世間のイメージでは「鑑別所や少年院に入るような悪い子」と思われる子の中には、帰ることのできる家庭がない子、あるいは、その家庭へ帰ることがその子にとつて望ましくないという子が少なからず存在しています。少なくともそのような子たちについては、「最近の子ども」だからといって、「患

「それは、その子の親の問題だ。親がおかしい。」という意見もあるでしょうが、そもそも「その子の親」は「最近の子ども」ではありません。「親がだめなら子どもがしっかりするしかないだろう。」と言われても、法律上、子どもの居所を決めるのは親ですし、一五歳にならないと働くこともできないなど、子どもは子どもであるがゆえに、法律上様々な制約を受けていますから、合法的に自活したり、生活環境を自ら選択することは極めて困難です。何人かの少年少女と接する中で、成人と違い「帰るべき場所」がないということが、少年少女を非行へ引っぱり込む大きな原因になっていると思うようになります。深夜の街で見る少年少女に喜怒哀楽を分かち合える相手がいる安心できる「帰る場所」があつてほしいと思うこの頃です。

(やの さとみ)

## 近頃の若い者は、勉強が足りん

戸根 住夫



学生時代、大きな東大の三一教室内に入る度に、壁面に高く並び掲げられている穂積陳重、富井政章、梅謙次郎、土方寧、岡野敬次郎といった法学界大先達の肖像写真を仰ぎ見たのを思い出す。いずれも立派な髭を蓄え郵便切手やお札にもふさわしい堂々たる風貌で、これら大先生がフロックコートや羽織袴姿で教壇に臨み、紫の風呂敷から取り出した分厚い背皮装丁の洋書を卓に置き、エヘンと咳払いをしてやおら講義をお

始めになると、さぞ敵かなものだったろう。その論述も、「這般(シヤハンノ點(テン)ノ法理ニ關シテハ學說上争アリ。……、將又(ハタマタ)……云々トノ反對説有力ナレドモ、……ト解スルヲ以テ尤モ(モットモ正鵠(セイコク)ヲ得タルモノト信ス。エルトマン氏余ト同説ナリ。」といった調子で、要するにエルトマン先生やシュタイン先生の説の受け売りだったにせよ、内容、表現ともに貫禄十分だった。今時の学者は、読んでニタツと笑うだけでなく、大先輩の簡潔な文章に緊張感とリズムが備わっていたのをよく見習うべきだろう。

しかし、今や大学教授の権威と貫禄はがた落ちで、私も一一年間その地位にあつたが、教師の風体といえ

ば、ジャンパー姿の金正日よりもラフなのは当たり前で、和服の着流しもいた。外見はさておき、もつと大切な中身の方も問題で、そもそも今のうちに大学が乱立し教師の月給が安いと、大学間の格差はあるにせよ、優れた人材が大勢集まるはずがない。私も、助教から教授への昇進や新規教員採用の人事で論文審査に当たり、恩師の説の引き写しにすぎぬもの、本題に隣接した関連領域の法理をよく理解していないもの、思考過程と論理構成がなんとも不自然なもの、基本概念に不適切で奇怪な訳語を充てているものなどに接し、再三がっかりした経験がある(それでも学部の実情から不合格の意見は出しかねた)。また、司法試験をめざす大方の学生は、大学よりも受験予備校の講義の方に熱心であるらしい。その主な原因は、大学での教育目的やカリキュラムが司法試験の実情に適合していないことにあるようだが、大学教授自身にも反省の余地がある